

第二種使用等拡散防止措置確認申請

資料4

 (「遺伝子組換え技術等専門委員会の運営等について」の4に基づき、当該委員会の審議を要さないものとして報告するもの)

令和5年5月22日

使用する主な遺伝子組換え生物等	機関名	委員会報告とした理由※
大腸菌、Mammalian retrovirus (HIV1, 2を除く)	長崎大学	2(1)
大腸菌、Hepatitis C virus	金沢大学	2(1)
大腸菌、Zaire ebolavirus、Tai Forest ebolavirus、Sudan ebolavirus、Bundibugyo ebolavirus、Reston ebolavirus、Marburg marburgvirus、Lloviu cuevavirus	長崎大学	2(2)
Human Immunodeficiency virus 1	東京大学	2(2)
大腸菌、Human respiratory syncytial virus、Vaccinia virus	長崎大学	2(2)
大腸菌、Human immunodeficiency virus 1、Mammalian retrovirus、SARS coronavirus、SARS coronavirus 2、MERS coronavirus、Dengue virus、West Nile virus、Zika virus、Influenza virus (高病原性株を除く)	日本医科大学	2(1)
マウス	熊本大学	2(1)
Cytomegalovirus	名古屋大学	2(1) 3(1)
大腸菌、Lassa virus、Junin virus (Candid#1 株以外)、Machupo virus、Guanarito virus、Sabia virus、Chapare virus、Lujo virus、Lymphocytic Choriomeningitis virus、Latino virus、Pichinde virus、Tacaribe virus、White Water Arroyo virus、Mopeia virus、Junin virus Candid#1 株	長崎大学	2(1) 3(1)

使用する主な遺伝子組換え生物等	機関名	委員会報告とした理由※
マウス	熊本大学	2(1)
大腸菌、Zaire ebolavirus、Tai Forest virus、Sudan ebolavirus、Bundibugyo ebolavirus、Reston ebolavirus、Marburg marburgvirus、Lloviu cuevavirus	長崎大学	2(2)
大腸菌	公立大学法人大阪	2(1)
大腸菌、Vaccinia virus	北海道大学	2(2) 3(1)
大腸菌、Cytomegalovirus	北里研究所	2(2)
大腸菌、Herpes simplex virus 1	北里大学	2(2)
大腸菌、Varicella-zoster virus	北里研究所	2(1)
大腸菌、 <i>Mycobacterium tuberculosis var. tuberculosis</i>	結核予防会	2(2)
parvovirus、大腸菌	弘前大学	2(2)
parvovirus、大腸菌	弘前大学	2(2)

使用する主な遺伝子組換え生物等	機関名	委員会報告とした理由※
大腸菌、Parainfluenza virus	鹿児島大学	2(2) 3(1)
マウス	北里研究所	2(1)
Hepatitis B virus、大腸菌	岡山大学	2(1)
大腸菌、Human immunodeficiency virus 1 (HIV-1)	国立国際医療研究センター	2(2)
大腸菌、Rubella virus	国立感染症研究所	2(2)
大腸菌、Reston ebolavirus、Sudan ebolavirus、Zaire ebolavirus、Tai Forest ebolavirus、Bundibugyo ebolavirus、Marburg marburgvirus、Cueva virus	国立感染症研究所	2(2)
大腸菌、マウス	理化学研究所	2(1)
SARS coronavirus 2	医薬基盤・健康・栄養研究所	2(2)
大腸菌、Rabies lyssavirus(街上株)、Rabies lyssavirus(固定株)	岐阜大学	2(2) 3(1)
大腸菌、Hepatitis B virus	国立感染症研究所	2(1)

使用する主な遺伝子組換え生物等	機関名	委員会報告とした理由※
大腸菌、ワクシニアウイルス	国立感染症研究所	2(2) 3(2)
<i>Francisella tularensis subsp. tularensis</i> 、大腸菌	国立感染症研究所	2(2) 3(1)
大腸菌、バキュロウイルス	鹿児島大学	2(1)
Rabies lyssavirus(固定株及び弱毒化株)、大腸菌	東北大学	2(1) 3(1)
Rabies lyssavirus(固定株及び弱毒化株)	東北大学	2(1) 3(1)
Rabies lyssavirus(固定株及び弱毒化株)、 Mammalian retrovirus(HIV-1,2を除く)、ラット	東北大学	2(1) 3(1)
Rabies lyssavirus(固定株及び弱毒化株)、Human immunodeficiency virus 1(増殖力等欠損株)、大 腸菌	東北大学	2(1) 3(1)
AAV、Rabies virus(弱毒化株)、マウス、ラット、 フェレット	理化学研究所	2(2) 3(1)
大腸菌	鹿児島大学	2(2)
Enterovirus A、Enterovirus B、Enterovirus C(承 認生ワクチン株)、Enterovirus D、Rhinovirus A	大阪大学	2(2)

使用する主な遺伝子組換え生物等	機関名	委員会報告とした理由※
大腸菌、Severe fever with thrombocytopenia syndrome virus	大阪大学	2(2)
大腸菌、アデノ随伴ウイルス、マウス	東京大学	2(2) 3(1)
マウス	佐賀大学	2(2)
大腸菌、Rotavirus	神戸大学	2(2)
Adenovirus	名古屋大学	2(1) 3(1)
大腸菌、Hepatitis E virus	自治医科大学	2(1)
大腸菌、Hepatitis E virus	自治医科大学	2(1)
<i>M. smegmatis</i> 、TM4 ファージ、 <i>M.tuberculosis</i>	結核予防会	2(1) 3(1)
大腸菌、マウス、Japanese encephalitis virus、Tick-borne encephalitis virus	山口大学	2(1) 3(1)
大腸菌、Japanese encephalitis virus	国立感染症研究所	2(2) 3(1)

使用する主な遺伝子組換え生物等	機関名	委員会報告とした理由※
大腸菌、マウス	大阪大学	2(1)
大腸菌、Hepatitis B virus	大阪大学	2(1) 3(1)
マウス	筑波大学	2(2)
大腸菌、Human respiratory syncytial virus	国立感染症研究所	2(2)
その他、申請者の希望により、非公表が28件		

※委員会報告とした理由欄には、

「遺伝子組換え技術等専門委員会の運営等について」別紙のうち、該当する箇所を記載

【参考】 遺伝子組換え技術等専門委員会の運営等について 別紙 一抄一

2. 遺伝子組換え実験(動物接種実験、植物接種実験を除く)

(1) 文部科学大臣の確認を執った拡散防止措置を執って使用する遺伝子組換え生物等と宿主及び供与核酸が同一であり、かつ、同等の拡散防止措置を執るもの

(2) 文部科学大臣の確認を受けた拡散防止措置を執って使用する遺伝子組換え生物等と宿主が同一であり、供与核酸のうちタグ遺伝子又はレポーター遺伝子が異なるもの、かつ、同等の拡散防止措置を執るもの(ただし、新たに導入する供与核酸が由来する生物(ヒトを含む)である核酸供与体が、研究二種省令別表第一の一のイ、ロ又はニ若しくは同表二のロ又はハに該当する場合、同供与核酸が同表一の二、ホ又はト若しくは同表三のロに該当する場合を除く)

3. 動物接種実験(拡散防止措置が特定飼育区画である場合を除く)

使用する遺伝子組換え生物等が、2.(1)又は(2)に掲げるものであり、以下のいずれかに該当する動物接種実験(ただし、当該動物は、飛翔する能力を擁する生物等、魚類その他の水中生物等、又は寄生虫その他の微小生物等である場合を除き、かつ、遺伝子組換え生物等である場合には動物単独で使用する場合に文部科学大臣の確認を受けることが必要とされないものに限る)

(1) 当該遺伝子組換え生物等を接種する動物が同一種であり、かつ、同等の拡散防止措置を執るもの

(2) 主査が指名した委員による意見をもとに、拡散防止及び実験安全の観点から主査が適切であると判断するもの

4. 細胞融合実験

法律第二条第二項第二号に掲げる技術により得られた核酸又はその複製物を有する遺伝子組換え生物等である動物のうち、親生物の実験分類がクラス1であって、個体に成育させないものであり、かつP1Aの拡散防止措置を執るもの